



池田市多胎家庭サポート事業

池田市では、多胎家庭を対象に育児や外出に関する援助を行い、保護者が抱える心身の不調や育児不安等を軽減し、安心して子育てできるように多胎家庭サポート事業を行います。

対象 池田市民で多胎を妊娠中または 2 歳までの多胎児がいる家庭

利用できる期間 妊娠中から多胎児の 2 歳の誕生日の前日まで

支援内容

原則として市の委託している事業所の支援員が、対象の多胎児と保護者がいる中で行います。（買物の代行やその他やむを得ない特別な理由がある場合を除く。）

① 家事支援

- ・ 離乳食を含めた食事の準備や後片付け
- ・ 掃除、整理整頓
- ・ 衣類の洗濯
- ・ 買物の代行

② 育児支援

- ・ 授乳支援
- ・ 離乳食の食事介助
- ・ おむつ交換
- ・ 沐浴介助（保護者が沐浴をし、そのサポートを行います。）
- ・ 着替えなどの外出準備の介助
- ・ 兄弟姉妹の保育

③ 外出支援

- ・ 健診や通院の同行
- ・ 公園やつどいの広場への同行
- ・ 生活必需品の買い物同行
- ・ 銀行や市役所での手続きの同行
- ・ 保育園等の送迎

利用時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（休日及び年末年始を除く）

利用回数等

1 世帯の利用時間の上限は妊娠中は 20 時間、産後は 40 時間です。

1 回当たり 1 時間からの利用で、30 分単位、最大 2 時間の利用ができます。1 日につき 2 回までの利用が可能です。





利用料金

500 円/時間

※市民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は減免制度があります。

※多胎家庭サポート事業の範囲内の利用に限ります。また、支援員が代行する買い物等に係る費用及び外出時の補助に要する支援員の交通費等は利用者負担になります。

変更・キャンセルする場合

利用希望日の前日（休日翌日に利用を予定している時は休日前日の平日）の午後 5 時までにこども家庭課へご連絡ください。

それ以降にキャンセルされた場合は利用料（利用者負担金）が発生し、利用回数に計上します。（特別な事情によりやむを得ないと市が認める場合はその限りではありません。）

注意事項

- ・利用者や同居家族に、体調不良等や感染症の疑いのある場合は利用できません。ただし、自宅内での支援がない買い物代行についてはこの限りではありません。
- ・所得の修正申告等により課税状況に変更があった場合は、利用者負担金を変更することがあります。

利用の流れ

① 事前相談

面談や訪問を行い、事業内容等の説明を行います。お困りのことや希望している支援についての聞き取りや利用の意思確認をさせていただきます。

② 利用申請

利用申請書を記入していただき、おおむね 1 週間程度で利用決定の可否を連絡させていただきます。

③ 利用開始

初回利用の日は、地区担当保健師同席のもと、支援員と顔つなぎをさせていただきます。支援内容について確認のうえ、利用開始となります。

（事業者の状況によっては利用できない可能性があります。）

④ 支払い

利用料（利用者負担金）を地区担当保健師に月末までにお支払いください。

